



御 監 第 22 号  
令和6年6月19日

御 前 崎 市 長 下 村 勝 様

御前崎市監査委員 加藤 英 男  
御前崎市監査委員 櫻 井 勝

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

令和6年度

財政援助団体等監査結果報告書

(御前崎市地区センター)

御前崎市監査委員

# 令和6年度 財政援助団体等監査結果報告書

## 1 監査の種別

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

## 2 監査の対象

御前崎市地区センター運営交付金

## 3 監査の範囲

令和5年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

## 4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、財政的援助等に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、御前崎市地区センター及び所管課(企画政策課)から監査資料及び関係帳簿等の提出を求め、各種規程や決算資料の確認、会計諸帳簿等との照合、関係者からの聴取等により監査を実施した。

## 5 監査の期日

令和6年6月7日(金)

## 6 監査の結果

### (1)御前崎市地区センターの概要

#### ① 事務所の所在地

- ・池新田地区センター 池新田 3262
- ・高松地区センター 門屋 2060-2
- ・佐倉地区センター 佐倉 3617-1
- ・比木地区センター 比木 2836-5
- ・朝比奈地区センター 上朝比奈 2681-1
- ・新野地区センター 新野 789-1
- ・御前崎地区センター 白羽 5404-1
- ・白羽地区センター 白羽 5403-20

#### ② 組織(令和5年4月1日現在)

御前崎市地区センター条例第2条により各地区センターを設置。

地区センターは、御前崎市地区センター運営協議会条例第6条により、地区センター運営協議会の活動拠点と位置づけられている。

地区センター運営協議会は主に、会長、副会長、運営委員、事務局、実行委員で組織されている。(別紙1)

## (2) 補助金の交付状況

令和5年度御前崎市地区センター運営交付金は、総額 32,085,000 円(別紙2)が交付決定され、一般会計2款(総務費)1項(総務管理費)13目(地域振興交流費)18節(負担金補助及び交付金)より交付されている。

これらの補助金は、地域住民のコミュニティ活動を推進する地区センター運営協議会の安定した運営と主体的・自主的に取り組む地域づくり活動を支援する目的で交付され、地域住民にとって身近なコミュニティづくりの拠点としての役割を担うとともに、地域づくり活動の推進が図られている。

## (3) 経理事務について

市からの補助金交付は補助金交付基準や交付金交付要綱に沿って行われ、確実に各地区センターに収納されていることが確認できた。

支出調書に添付された領収書で、クレジットカードや電子マネー、ポイントカードなどの使用が見受けられた。個人的な金銭的不当利得の発生が疑われるので、キャッシュレス決裁やポイントカードの使用は避けた方が良い。

## (4) 総括

監査の結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って使われ、一定の効果を上げているものと認めた。

なお、今後の事務事業の運営については、特に下記の点に留意されたい。

### 【御前崎市地区センター】

イベント等について、地区のみなさんに広く周知し、創意工夫するなど、若い世代や多くの方に参加していただけるようお願いします。

引き続き現金の取扱いには十分注意し、事件・事故の未然防止など、安全な管理に努めてください。

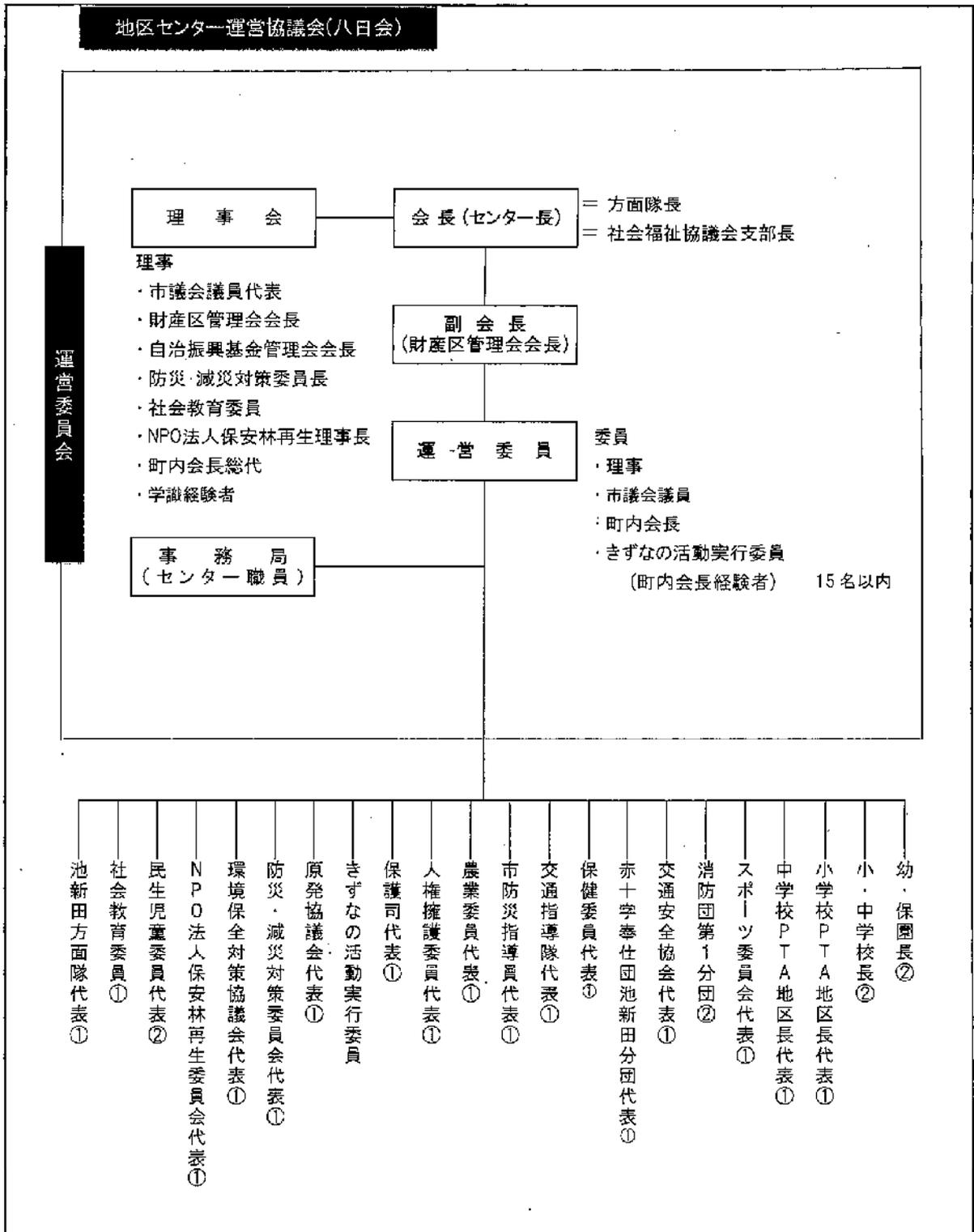
### 【総務部企画政策課】

一部収支決算書の差引残高の金額が不自然で、不明瞭な点が見受けられますので、決算書作成に係る適切な指導や助言をお願いします。

支出科目の誤りが見受けられますので、適切な指導や助言をするなど、適正な支払処理に努めてください。

参加者負担金や、報酬や謝礼金、手当、記念品などの報償費について、地区ごとに格差が生じていますので、全地区センターで統一した金額を策定するなど、検討をお願いします。

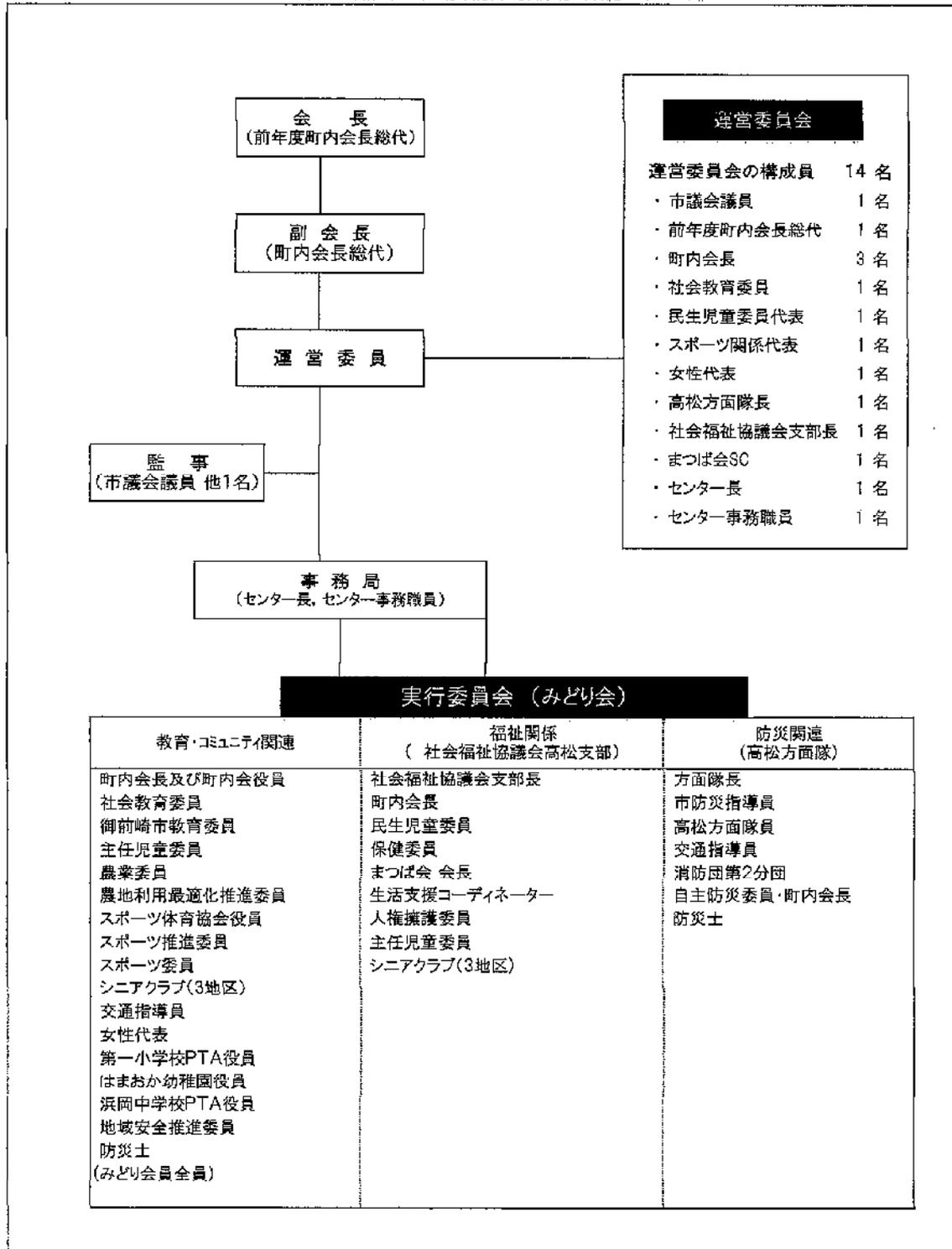
池新田地区センター運営協議会組織図



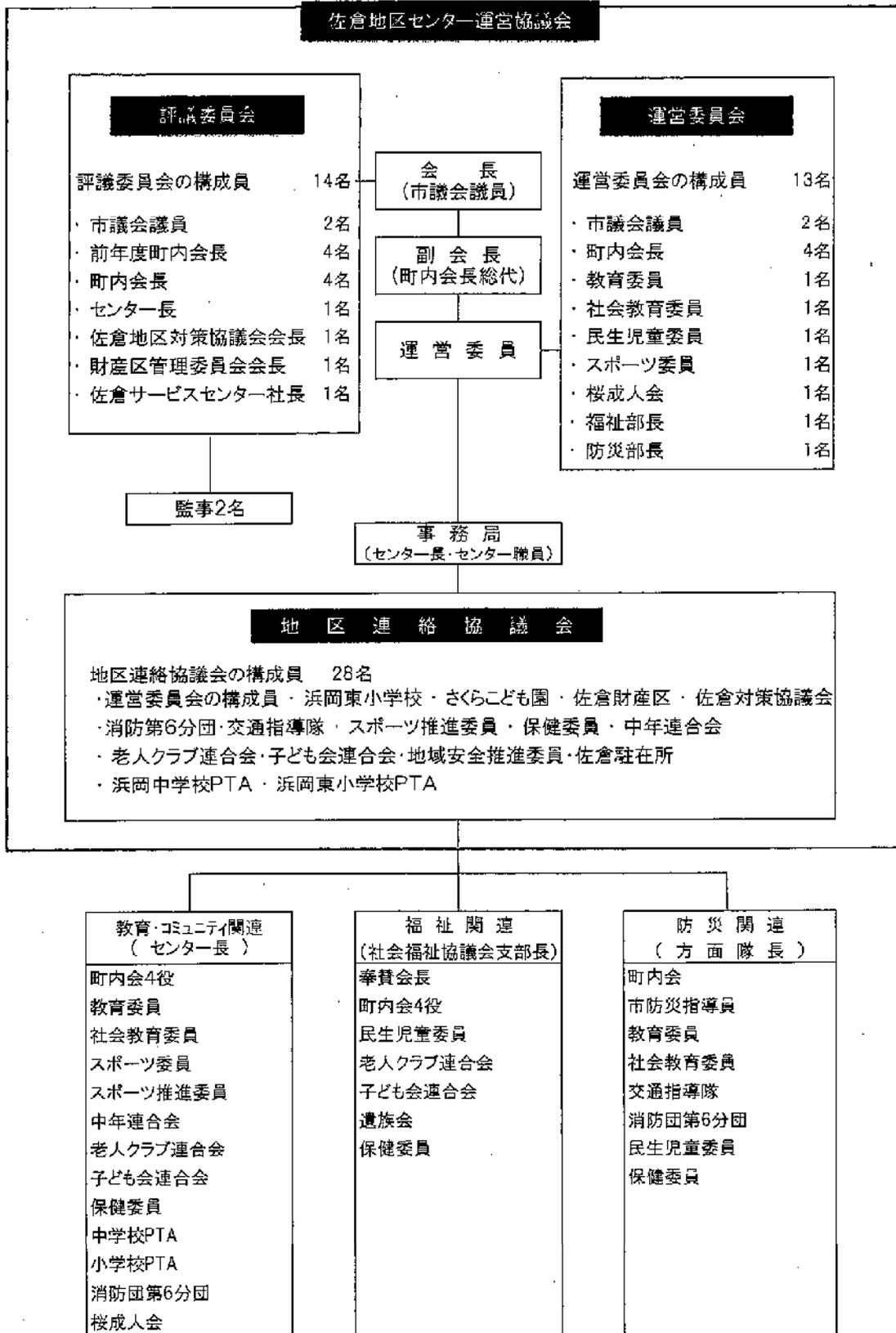
## 【高松地区センター運営協議会組織図】

### 運営協議会

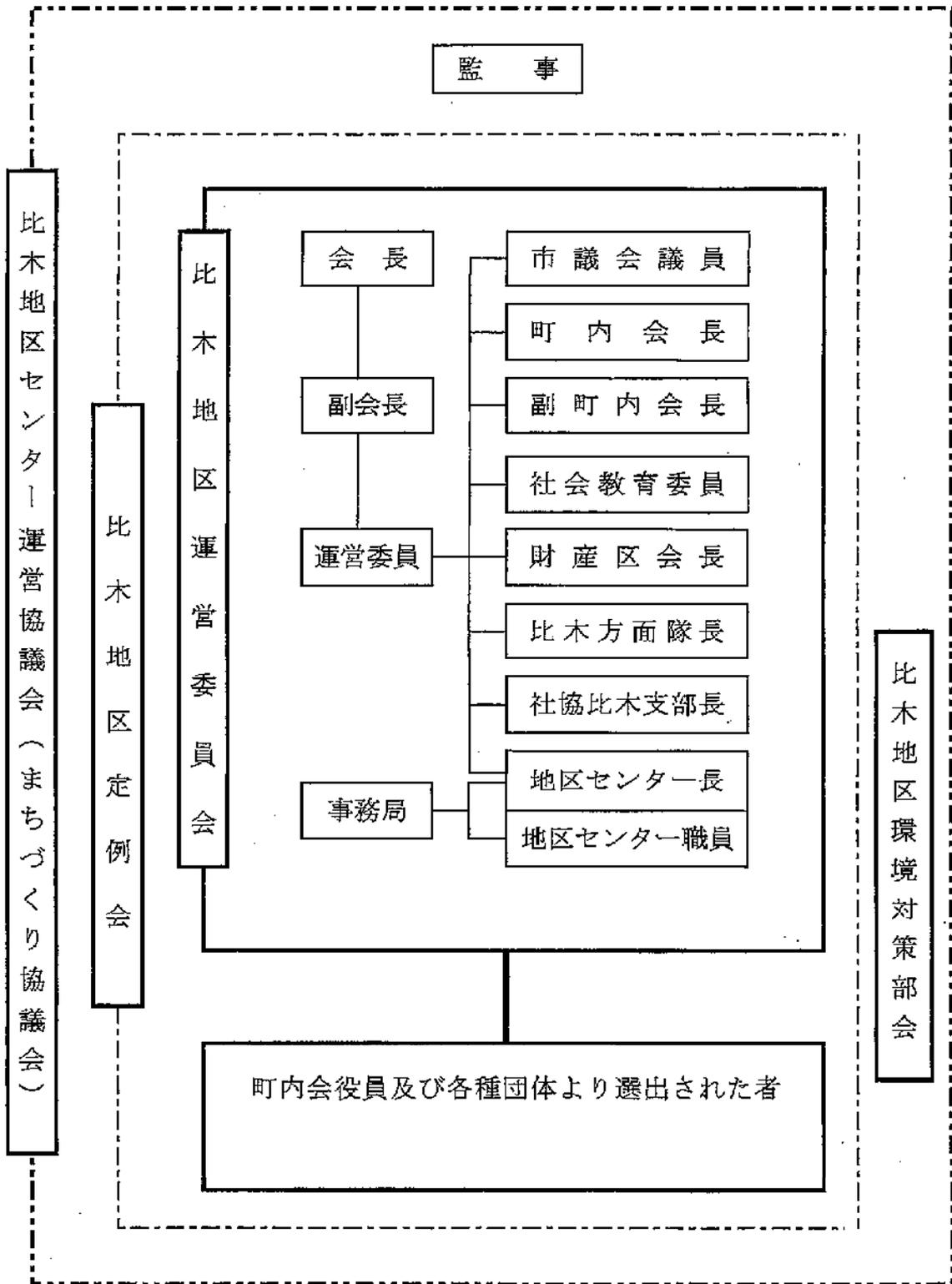
令和6年4月18日



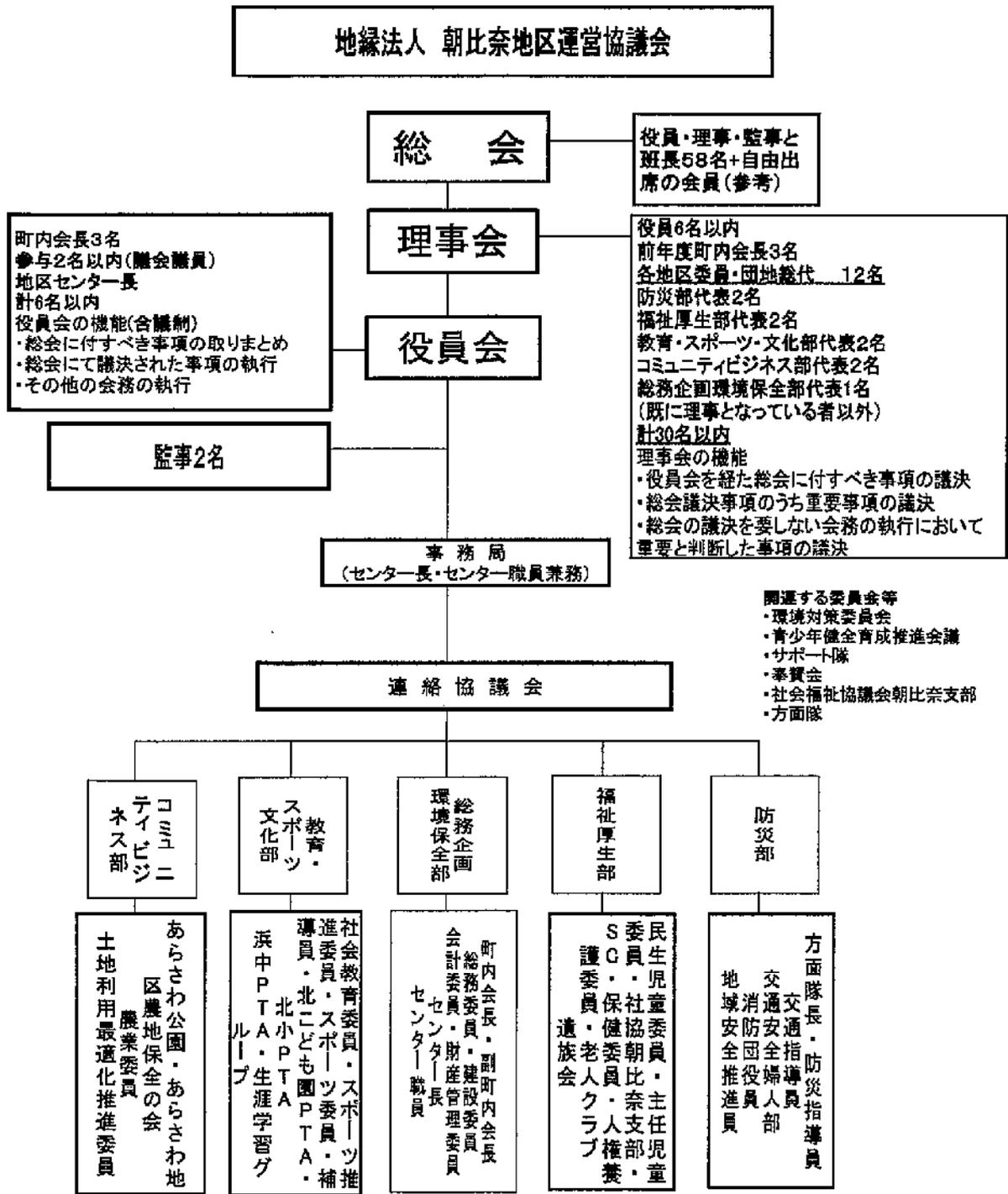
佐倉地区センター運営協議会組織図



比木地区センター運営協議会組織図

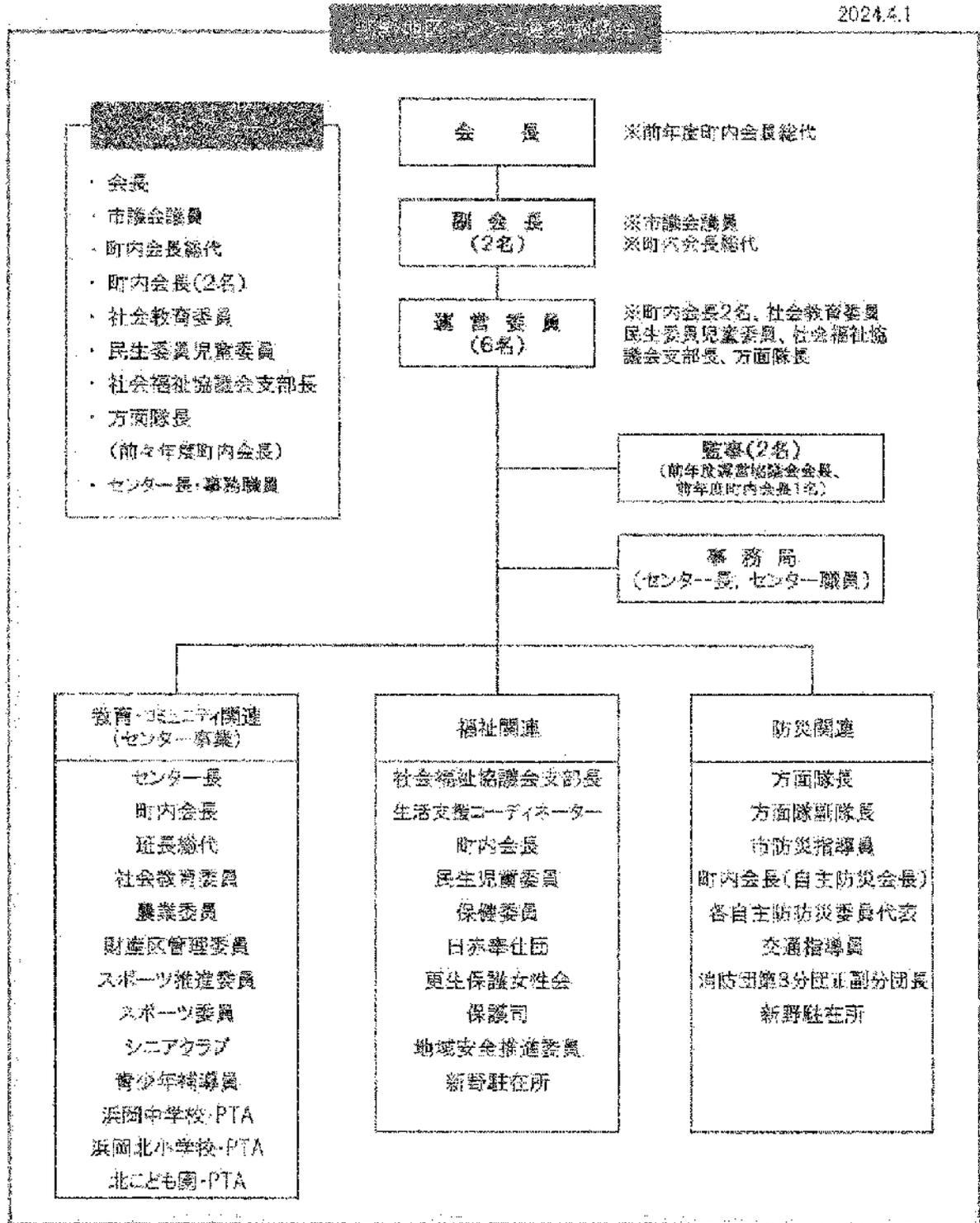


地縁法人朝比奈地区運営協議会組織図



新野地区センター運営協議会組織図

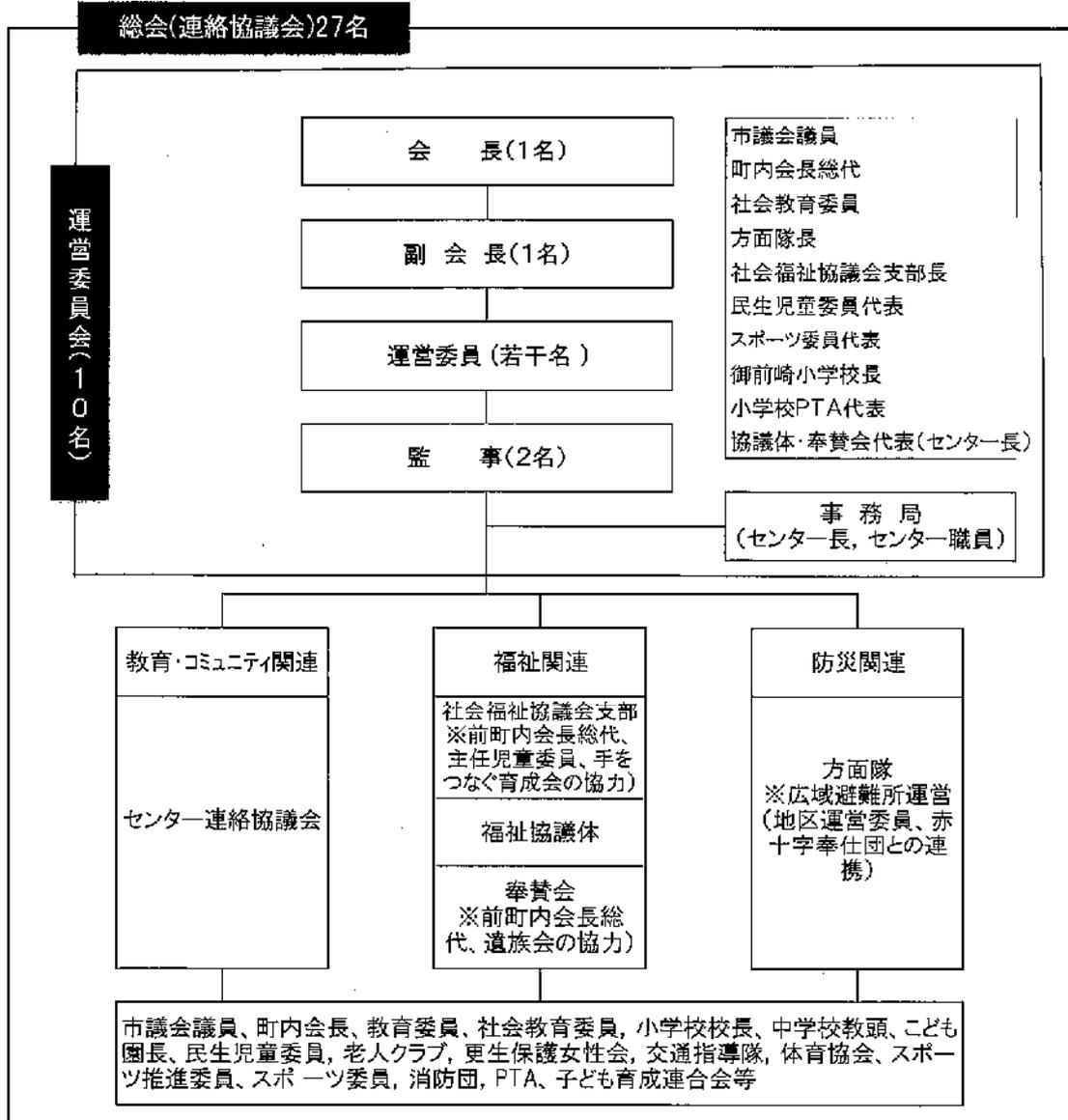
2024.4.1



御前崎地区センター運営協議会組織図

これまでの公民館運営審議会に代わる組織として、従来からあった「御前崎公民館連絡会」を「御前崎地区運営協議会(愛称:うらんまち運営協議会)」とする。

【御前崎地区センター運営協議会組織図】



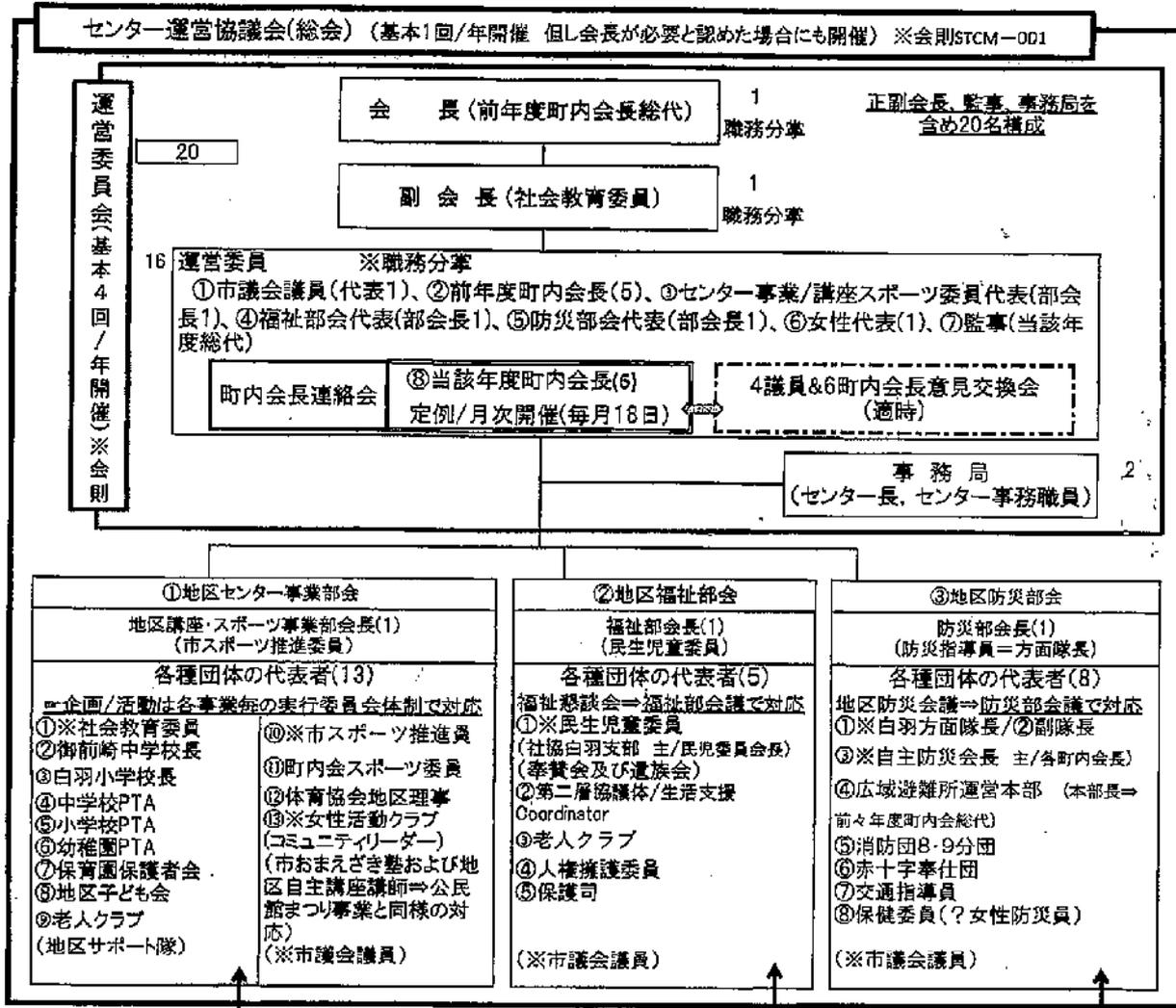
<各機関の役割>

運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画及び予算の作成</li> <li>○事業報告及び決算の作成</li> <li>○活動(事業)計画の検討及び方針の決定</li> <li>○活動(事業)の調整</li> </ul>	意思決定組織
総会 (連絡協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長、副会長、運営委員(理事)等の選任</li> <li>○会則の制定及び改廃</li> <li>○事業報告及び決算の承認</li> <li>○事業計画及び予算の承認</li> <li>○その他協議会に関する基本的事項及び重要事項の決定</li> </ul>	
教育・福祉・防災	○活動(事業)の企画・運営実施	執行組織

白羽地区センター運営協議会組織図

【白羽地区センター運営協議会の組織構成図】

※従来の地区連絡協議会(4回/年)は発展的解消となる。



※上記は活動に応じて部会に参加する各種団体/ Action item⇒各町内会選出で市が定める行政協力員(総務委員、建設委員、保健委員等)や、婦人会消滅後の各町内会の女性の会等の地区代表者定義の確認。(例:保健委員は東西3町内会枠で1名づつ)

運営協議会(総会)構成者は、運営委員=20に加え①地区センター事業部会=13、福祉部会=5、防災部会=8の合計26団体代表者、及び代表外の市議会議員3を加えたメンバー(⇒重複者を減じた実質43名)とする。

<各機関の役割> ※業務分掌

農業委員(含まない)

総会 (運営協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画及び予算の承認</li> <li>○事業報告及び決算の承認</li> <li>○会長、副会長、運営委員(理事)等の選任</li> <li>○会則の制定及び改廃</li> <li>○その他協議会に関する基本的事項及び重要事項の決定</li> </ul>	意思決定組織
運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業計画及び予算の作成、○後継者/人材育成計画作成</li> <li>○事業報告及び決算の作成</li> <li>○活動(事業)計画や役員選考プロセスの検討及び方針決定(⇒選考委員会の設置) ○活動(事業)の調整</li> </ul>	
各部会	○活動(事業)の企画・準備・運営実施	執行組織

## 2. 補助金の交付状況

## (1) 市補助金の概要

補助金の名称	補助金交付額 ( 5 年度 )
御前崎市地区センター運営交付金交付要綱	32,085,000 円

## (2) 市補助金の申請内容

交付申請書 (変更申請書)		補助金受領		実績報告書	交付先
提出年月日	交付決定年月日	受領年月日	金額	提出年月日	
令和5年4月18日	令和5年4月24日	令和5年5月18日	5,199,000 円	令和6年4月10日	池新田
令和5年4月19日	令和5年4月24日	令和5年5月18日	3,865,000 円	令和6年4月5日	高松
令和5年4月26日	令和5年5月8日	令和5年5月26日	4,156,000 円	令和6年4月10日	佐倉
令和5年4月5日	令和5年4月12日	令和5年4月28日	3,437,000 円	令和6年4月8日	比木
令和5年5月16日	令和5年5月16日	令和5年5月26日	3,575,000 円	令和6年4月10日	朝比奈
令和5年4月12日	令和5年4月18日	令和5年4月28日	3,449,000 円	令和6年3月31日	新野
令和5年4月25日	令和5年5月8日	令和5年5月26日	4,129,000 円	令和6年4月2日	御前崎
令和5年4月17日	令和5年4月24日	令和5年5月18日	4,275,000 円	令和6年4月10日	白羽